

令和7年 第12回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和7年9月11日(木)

午後1時30分

場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第11回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | | |
|------------------------------|----|----|
| (1) 10月行事予定について | —— | 1 |
| (2) 未来創造・教育力向上特別委員会の概要について | —— | 3 |
| (3) 地域クラブの実証事業(鳩ヶ谷地区吹奏楽)について | —— | 11 |
| (4) 川口市学校給食運営審議会委員の解嘱について | —— | 12 |

5 協議事項

- (1) 川口市教育大綱・教育振興基本計画(案)について
- 当日1(秘)

6 議案の審議

- | | | |
|---|----|-----|
| 議案第91号 川口市市民生活部及び教育総務部指定管理者評価専門委員会委員を選任することについて | —— | 13 |
| 議案第92号 国登録有形文化財への申請について | —— | 14 |
| 議案第93号 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて | —— | 18 |
| 議案第94号 令和8年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について | —— | 当日2 |
| 議案第95号 専決処分の承認について(令和8年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について) | —— | 19 |
| 議案第96号 令和8年度使用高等学校教科用図書の採択について | —— | 26 |
| 議案第97号 川口市学校給食運営審議会委員を委嘱することについて | —— | 27 |

7 その他

- (1) 令和8年川口市はたちの集いについて
- 28

8 閉 会

教育長報告（１）

令和７年１０月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
1	水		鳩ヶ谷図書館休館(特別整理期間)（～10月3日）	鳩ヶ谷図書館	中央図書館
			川口市奨学資金貸付 令和８年度生 第２期申請受付（～10月31日）		庶務課
2	木		学校訪問 学力向上訪問	榛松中 前川小・岸川中	指導課
		9:00	全日制体育祭	市立高等学校	市立高等学校
		11:00	教育長学校訪問	神根中他	学務課
		14:00	第１回子ども読書活動推進計画検討委員会	第二本庁舎 2402会議室	中央図書館
3	金		学校訪問 学力向上訪問	柳崎小 元郷南小・十二月田小	指導課
		10:00	埼玉県都市教育長協議会第２回定例協議会	北本市文化センター	教育総務課
4	土				
5	日				
6	月		学校訪問 学力向上訪問	安行中 青木北小・朝日東小	指導課
		9:30	教育長学校訪問	南鳩ヶ谷小他	学務課
7	火		前川図書館休館(特別整理期間)（～10月10日）	前川図書館	中央図書館
		9:30	教育長学校訪問	飯塚小他	学務課
8	水	10:00	月例校長協議会	青木会館	学務課
9	木	9:30	教育長学校訪問	戸塚中他	学務課
10	金	9:30	教育長学校訪問	東中他	学務課
11	土	8:40	川口市スポーツ少年団スーパードッジボール大会	芝スポーツセンター	スポーツ課
		13:30	市民大学公開講座	第二本庁舎 2601大会議室	生涯学習課
12	日				
13	月		スポーツの日		
			スポーツの日施設無料開放	各スポーツ施設	スポーツ課
14	火		学校訪問 学力向上訪問	里中 芝中央小・芝小	指導課
			就学時健康診断（～12月16日）	各小学校、 地域保健センター	学校保健課
		9:30	教育長学校訪問	元郷南小他	学務課
15	水	10:00	教育長学校訪問	柳崎小他	学務課

令和 7 年 1 0 月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
16	木	9:30	教育長学校訪問	本町小他	学務課
17	金	10:00	市立学校教頭・副校長会議	青木会館	学務課
18	土				
19	日				
20	月		横曽根図書館休館（新館移転・開館準備期間） （～1月28日）	横曽根図書館	中央図書館
21	火		新郷図書館休館（特別整理期間）（～10月24日）	新郷図書館	中央図書館
		13:30	総合教育会議	第一本庁舎 601大会議室	教育総務課
22	水	8:30	川口市中学校駅伝競走大会	南中学校周辺	スポーツ課
23	木	9:30	教育長学校訪問	青木中央小他	学務課
		16:00	教育長表敬訪問（学総全国・関東優秀校）（中学・高校）	第一本庁舎 601大会議室	スポーツ課
24	金		学校訪問 学力向上訪問	北中 上青木小・上青木南小	指導課
		15:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
25	土				
26	日				
27	月		学校訪問 学力向上訪問	芝東中 在家小・在家中	指導課
		14:00	南部教育長会議・教育長協議会	浦和合同庁舎	教育総務課
28	火		科学館休館日（館内整理日）	科学館	科学館
29	水	13:00	第2回川口市障害児就学支援委員会	教育研究所	指導課
30	木		学校訪問 学力向上訪問	青木中 戸塚西中・差間小	指導課
31	金				

未来創造・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和７年８月１９日（火）

午後１時３０分

場 所 議会第３委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

1 いじめ根絶に向けた取り組み状況について	…… P	5
-----------------------	------	---

【質疑応答概要】	…… P	9
----------	------	---

1 いじめ根絶に向けた取り組み状況について

(1) いじめ根絶に向けた取り組み

ア いじめ対応教員研修会

- (ア) 日時及び場所 令和7年4月16日(水) 午後3時
川口市立教育研究所芝園分室 体育館
- (イ) 参加者 市立小・中・高等学校のいじめ対応教員82人
- (ウ) 研修内容 講師 市教育委員会指導主事(生徒指導担当)
- ・いじめ対応教員の役割について
 - ・いじめの認知、いじめの解消について
 - ・いじめの重大事態について
 - ・いじめ認知定期報告について
 - ・本市の事案を活用した事例研修

イ いじめ認知・解消に係る各学校から市教育委員会への報告

- (ア) 報告内容
- ・学年、該当児童生徒名、性別、認知日、解消日、解消確認(3か月後)、いじめの態様、発見のきっかけ、相談の状況等
 - ・各月末において、いじめ事案と認知された児童生徒数及び解消に至った児童生徒数
- (イ) 報告期限
- ・原則、いじめを認知及び解消した月の翌月3日まで(3月は31日まで)
- ※いじめを認知した当日のうちに報告表に記録することが望ましいとしている。

ウ いじめ問題対策協議会

- (ア) 日時及び場所 令和7年6月27日(金) 午前10時
川口市立青木会館 コミュニティルームA
- (イ) 参加者 いじめ問題対策協議会委員
- (ウ) 内容
- ・令和6年度川口市内のいじめ発生状況等について
 - ・いじめ問題への対応について

エ 川口の元気 第19回いじめゼロサミット

- (ア) 日時及び場所 令和7年7月8日(火) 午後2時30分
オンライン開催
- (イ) 参加者 市立小・中学校代表児童生徒 各1人
- (ウ) 内容 講師 市教育委員会指導主事(生徒指導担当)
- ・いじめ予防授業
 - ・グループ協議

オ 生徒指導に関わる児童生徒支援プログラム研修

- (ア) 日時及び場所 令和7年8月6日(水) 午後3時
川口市役所第一本庁舎 601大会議室

- (イ) 参加者 市立小・中・高等学校の教員 82 人予定
 (ウ) 内容 講師 川口市いじめから子どもを守る委員会
 弁護士 宮崎 裕悟 氏

・「校内暴力の事例から学ぶ保護者対応

～中学 1 年生突発的暴力を題材に～」

カ 生徒指導担当指導主事による要請訪問（随時）

(ア) 目的

市教育委員会として積極的に各学校の生徒指導力の向上を図るもの。

(イ) 実施方法

各学校からの要請に基づき、生徒指導担当指導主事が学校を訪問し、ニーズに応じた内容で研修等を実施する。

(ウ) 主な内容

- ・いじめ対応について
- ・不登校対応について
- ・生徒指導の在り方について
- ・自殺予防、自傷行為について
- ・小・中学校の連携について
- ・生徒指導提要のポイントについて

キ 生徒指導担当指導主事による学校訪問（毎年実施）

(ア) 目的

生徒指導担当指導主事が市立小・中学校を訪問し、各学校における生徒指導上の諸課題を把握するとともに、その解決に向けての指導・助言を行う。

(イ) 実施対象及び期間

- ・市立小・中学校 80 校（陽春分校含む）
- ・令和 7 年 7 月から令和 8 年 2 月まで

(ウ) 内容

不登校の未然防止、不登校児童生徒への支援、非行・問題行動への対応及びいじめ問題に係る学校の対応に関する指導・助言を行う。

(2) いじめ問題に関する調査状況

7 事案のうち、2 事案については、第三者を加えたいじめ問題調査委員会を設置しており、調査継続中である。

残りの 5 事案については、いじめ問題調査委員会の設置を希望しない旨の回答があり、いじめ重大事態としての対応を終結した。

【報告の概要】

事案	調査委員会等の対応状況	事案の状況
1	いじめ問題調査委員会不要	終結
2	いじめ問題調査委員会不要	終結
3	いじめ問題調査委員会設置	継続中
4	いじめ問題調査委員会不要	終結

5	いじめ問題調査委員会不要	終結
6	いじめ問題調査委員会不要	終結
7	いじめ問題調査委員会設置	継続中

ア 事案3について

(ア) 経緯

令和6年12月3日、A及びA保護者から学校に「B及びC、D、E、F、G、Hから暴行を受けたり、悪口を言われたりした」との訴えがあり、学校はいじめを認知した。

同年12月4日、A保護者から市教育委員会に「本事案についていじめ重大事態として調査してほしい」との訴えがあった。

同日、市教育委員会は学校に、A保護者の意向を伝えるとともに、まずは、Aに寄り添った対応を行い、校内のいじめ対策組織で対応方針の検討、事実確認を進めるよう指示した。

同年12月16日、市教育委員会、学校及びA保護者は、スクールロイヤーの同席相談を実施し、A保護者からいじめ重大事態の申立てがあること、Aがいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあることから、いじめ重大事態としての対応を判断した。

なお、同日時点で、Aの欠席は16日であった。

同日、市教育委員会は学校に、本事案についていじめ重大事態として適切に対応するよう指示した。

(イ) 調査状況

令和6年12月4日、学校は、B及びC、D、E、F、G、Hへ聞き取り調査を行い、A及びA保護者の訴えている内容の一部について、事実であることを確認した。

また、同年12月5日、6日に、学校はA保護者が同席のもと、改めてB及びC、D、E、F、G、Hへ聞き取りを行なった。

(ウ) その後の状況

令和6年12月23日、学校はA及びB、C、D、E、F、G、Hの保護者と話し合いを行い、これまでの状況の確認と、今後の対応について確認した。

令和7年1月17日、市教育委員会と学校はA保護者と面談し、改めて本事案に対しての意向を確認し、いじめ重大事態に関する説明を行なった。

同日、市教育委員会は、学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を設置する判断をした。

同年1月27日、市長に重大事態の発生及び学校主体で調査委員会を立ち上げる方針であることについて報告した。

同年3月26日時点でのAの欠席は70日であった。

なお、令和7年度は、学級編成を配慮し、Aは登校できるようになっている。

イ 事案7について

(ア) 経緯

令和7年4月18日、学校はA保護者から、「Bと5学年末にトラブルがあった、4月15日に学校のトイレでAがBに肩を叩かれた、自宅で首にコードを巻こうとした」との訴えがあり、学校はいじめを認知した。

同年4月25日、市教育委員会は学校から上記の報告を受け、A及びA保護者に寄り添い、Aの状況を確認するよう指示した。

同年5月9日、学校はA及びA保護者と面談を行い、「5学年末に起こったトラブルについてBが謝ってくれない、コードを首に巻いたのは死にたいという気持ちもあった、Aの希死念慮は家庭環境も起因しており、様々なことの積み重ねの結果である」との訴えを聞いた。

同年5月13日、市教育委員会は学校がA及びA保護者から聴き取った内容の報告を受け、いじめにより希死念慮を抱いていること、また現在学校に登校できていないことから、いじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和7年4月4日、学校は5学年末のトラブルについてBから聞き取りを行い、指導した。

同年4月21日、学校はBから聞き取りを行なったが、事実確認ができなかった。

同年4月28日、学校は全職員へ現状の周知、事実確認の上いじめ重大事態として対応が必要になる可能性があることを伝え、緊急聞き取り調査を行なった。

同年5月14日、学校はいじめ問題対策委員会を招集し、これまでの経緯の整理と情報共有を行なった。

(ウ) その後の状況

令和7年5月15日、学校はA及びA保護者に、本事案についていじめ重大事態として対応することを伝えた。

同日時点で、Aの欠席は19日であった。

同年5月22日、学校はA及びA保護者にいじめ重大事態の対応に関する説明を行なった。

同日、A保護者から学校に、調査委員会の立ち上げを希望する旨の意向確認書が提出された。

同年5月23日、市教育委員会は学校からA保護者の意向に関する報告を受け、学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を設置する判断をした。

Aは教育支援センターに通う意向があり、今後手続きを進めていく予定である。

同年6月4日、市長に重大事態の発生並びに学校主体で調査委員会を立ち上げるについて報告した。

同年7月18日時点で、Aの欠席は55日であった。

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和7年8月19日開催)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
報告事項 1 いじめ根絶に向けた取り組み状況について	
(松本 幸恵 委員) 事案1から7までであるが、調査委員会を立ち上げた2事案以外について、子どもが学校に通えているか、概要を伺いたい。 事案3について、現時点で何回まで調査委員会が開催されているのか。 (坂本 だいすけ 委員) 事案7について、教育支援センターとはどこにあって、どのような施設なのか伺いたい。	(指導課長) 事案1については、高等学校に進学して、通常通り登校している。事案2については、都内の高等学校に進学をしている。事案4については、他校に転校し、遅刻は2日あるものの、休まず登校している。事案5については、他校に転校したが、起立性調節障害や耳の不調のため欠席している。家庭はあまり関わって欲しくないとのことで、週1回程度電話連絡をすること、学習プリントを母に渡すことなどの対応をしている。事案6については、他校に転校し、休まず登校している。 現在、第3回まで終了しており、報告書をまとめる段階である。 (指導課長) 昨年度から「教育支援センター」と名称を変更したが、もとの「適応指導教室」のことである。わくわく・チャレンジスクールであり、現在芝園教室と朝日教室を開設している。

質 疑	応 答
事案7について、Aの保護者の様子について、どのような状況なのか伺いたい。	父が暴言を吐いたり暴れたりすることから、家庭が落ち着かない状況で安心できないところもあり、それが本人に影響しているのではないかと母からの情報があつた。

教育長報告（３）

地域クラブの実証事業（鳩ヶ谷地区吹奏楽）について

1 趣旨

国（文化庁）の事業（令和７年度「文化部活動改革（地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業）」）の採択の元、県からの委託を受け、鳩ヶ谷地区２校（鳩ヶ谷中学校・里中学校）の吹奏楽部の休日の活動を地域クラブとして展開するための実証事業を新たに実施する。

2 予算額

１，１３３，０００円

（講師謝礼・世話役謝礼・楽器運搬費・楽器動産保険・生徒保険・楽譜購入費等）

3 報告内容

（１）実施期間：令和７年９月～令和８年３月

（２）活動日数：２３日程度（土日いずれか１日）

（３）活動時間：１回あたり３時間程度

（４）会場：川口市立里中学校（鳩ヶ谷中生徒は里中まで移動して活動）

（５）参加生徒数：５６名（１・２学年）１４名（３学年）計７０名

（６）指導者：ア 合奏講師 津田 雄二郎（指揮者）

イ セクション講師 山本 昂生（金管）/モリス 真登（木管）/
難波 芙美加（打楽器）

（７）世話役（運営）：合同会社オータムリーフ・吹奏楽部顧問教諭・市教委担当

4 主なスケジュール

（１）初回練習日：令和７年 ９月 ６日（土）

（２）発表会：令和７年１０月２５日（土）（市産品フェアにて発表予定）

（３）定期演奏会：令和８年 ３月２１日（土）（川口市役所第二本庁舎で開催予定）

5 備考

（１）次年度以降も継続して活動する見込み。

（次年度は、吹奏楽コンクールに地域クラブとして参加することも検討。）

（２）次年度以降、市内他地区への実証事業拡大を検討。

教育長報告（４）

川口市学校給食運営審議会委員の解嘱について

氏 名	委嘱年月日	条例第４条 該当名	解嘱年月日
石神 敬	令和６年９月２０日	知識経験者	令和７年３月３１日
大石 淳史	令和６年９月２０日	小、中学校 ＰＴＡ関係者	令和７年６月１４日
梅本 魔子	令和６年９月２０日	小、中学校 ＰＴＡ関係者	令和７年６月１４日
高橋 利明	令和６年９月２０日	小、中学校 ＰＴＡ関係者	令和７年６月１４日

議案第91号

川口市市民生活部及び教育総務部指定管理者評価専門委員会委員を選任することについて

川口市市民生活部及び教育総務部指定管理者評価専門委員会委員に次の者を選任するため、指定管理者評価専門委員会設置要領第3条第2項の規定により議決を求める。

記

1 選任する者

氏 名	区分	現職等
松本 敦	川口市職員	川口市市民生活部長
秋葉 知佳子	川口市職員	川口市教育総務部長
宇田川 格	外部有識者	川口市美術家協会
黒津 高行	外部有識者	川口市文化財保護審議会委員
百目鬼 崇寛	外部有識者	関東信越税理士会川口支部

2 任期

第1回川口市市民生活部及び教育総務部指定管理者評価専門委員会の日から、指定管理者を評価しようとする公の施設に関する評価結果を川口市指定管理者候補者選定及び評価会議に報告するまで

令和7年9月11日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第 92 号

国登録有形文化財への申請について

下記の文化財を国登録有形文化財への登録申請にかかる意見書を提出することについて、川口市文化財保護審議会より答申されたため、議決を求める。

記

国登録申請候補文化財

	名 称	年 代	所在地	所有者
1	芝崎家住宅 主屋 離れ 表門	江戸末期/大正後期及 び近年改修 昭和18年(1943) 江戸末期	川口市本町 1丁目1番 10号	個 人

令和7年9月11日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

令和7年8月22日

川口市教育委員会 様

川口市文化財保護審議会
会長 有元 修一

国登録有形文化財への申請について（答申）

このことについて、令和7年7月23日付け教育委員会にて諮問されました標記の件につきまして、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

次の文化財を国登録有形文化財へ申請することを適当と認めます。

	名 称	年 代	所在地	所有者
1	芝崎家住宅 主屋 離れ 表門	江戸末期/大正後期 及び近年改修 昭和18年（1943） 江戸末期	川口市本町 1丁目1番 10号	個 人

国登録有形文化財申請候補

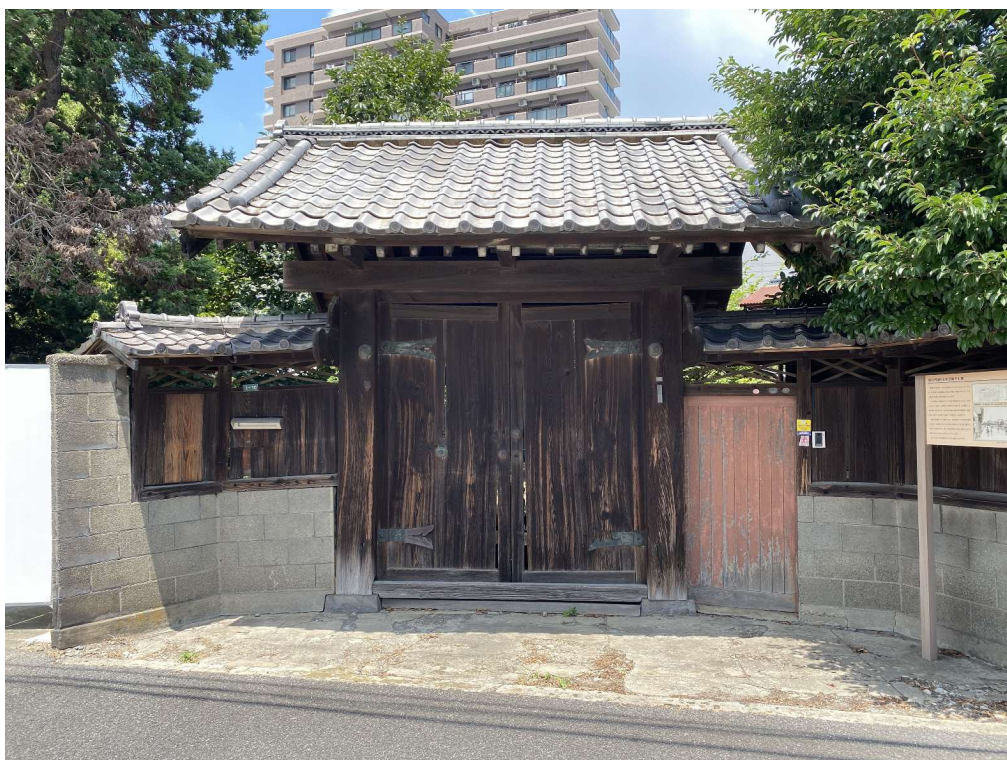
名 称	芝崎家住宅 主屋、離れ、表門
年 代	主屋 江戸末期/大正後期及び近年改修 離れ 昭和18年(1943) 表門 江戸末期
所 在 地	川口市本町1丁目1番10号
所 有 者	個人
構造形式	主屋 木造2階建、瓦葺 離れ 木造平屋建、瓦葺 表門 木造、瓦葺
概 要	近世の建造物の軸部や架構を巧みに残しつつ、近代の川口宿発展当時の装いに整えられた芝崎家の邸宅



芝崎家住宅 主屋



芝崎家住宅 離れ



芝崎家住宅 表門

議案第 93 号

川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

川口市学校運営協議会委員に次の者を委嘱するため、川口市学校運営協議会規則（平成 21 年教育委員会規則第 1 号）第 6 条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

（1）川口市立幸町小学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係
1	松井 克己	幸町二丁目町会長

（2）川口市立西中学校

No.	氏 名	規則第 6 条関係
1	若村 克巳	P T A 会長

2 任期

令和 7 年 9 月 11 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 9 月 11 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第 95 号

専決処分の承認について

令和 8 年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について、川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和 7 年教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

専 決 処 分 書

令和 8 年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について、川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和 7 年教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 25 日

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

令和8年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針

1 基本方針

- (1) 本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、本市の実情に基づき、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に、埼玉県教育委員会と連携し異動を推進する。
- (2) 本市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 川口市立高等学校（以下「高等学校」）、川口市立幼稚園（以下「幼稚園」）の教職員組織の充実に努める。特に、川口市立小学校、川口市立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (4) 本市教育水準の向上を図るため、長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 川口市立高等学校における新規採用教員については、埼玉県教育委員会と連携し、配置する。
- (6) 役職定年後の教職員及び暫定再任用教職員並びに定年前再任用短時間勤務職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教員等については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに高等学校・幼稚園の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実に図るため、高等学校及び幼稚園の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、高等学校及び幼稚園の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 高等学校及び幼稚園の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、川口市立小学校、川口市立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (6) 校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭については、高等学校及び幼稚園の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、異動を行う。

3 登用

校長、園長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流等

川口市立中学校ならびにさいたま市立高等学校、川越市立高等学校との期限を定めた人事交流を積極的に進める。人事交流については、埼玉県教育委員会及び関係市教育委員会と協議の上行う。

5 その他

高等学校教職員の異動に関しては、原則として令和8年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱及び同取扱要領の該当事項を準用する。

令和８年度当初川口市立高等学校教職員人事異動実施要綱

令和８年度当初の川口市立高等学校教職員の人事異動は、「令和８年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

１ 転任関係

（１）共通事項

ア 健康状況、メンタルヘルスなど、教職員の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

イ 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

（２）教員等（実習助手、実習教諭を含み、副校長、教頭及び主幹教諭を除く。）

教員等の経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るとともに、川口市立高等学校の気風を刷新して、教育効果を高めるため、各教職員等の能力や適性を考慮して、人事異動を次のとおり推進する。

なお、採用以来の勤務校数は、これまで勤務した県立高等学校、県立特別支援学校、埼玉県内の市立高等学校の合計とする。ただし、平成３０年度当初、川口市立旧３校から川口市立高等学校へ異動した者については、勤務校数は両校合わせて１校とし、在職年数は通算するものとする。

また、「採用」とは、県立、市立を問わず、１校目に着任した学校のことを指す。

ア 経験人事

多様な経験を積み、視野を広め、資質の向上を図るため、原則として、採用以来同一校に勤務する者は、同校在職５年以内に、採用後２校目の学校に勤務する者は、同校在職７年以内に、それぞれ異動を行う。

なお、上記在職年数を超える教員等については、できるだけ早期の異動実現に努める。

イ 計画人事

学校の特色に応じて、教員組織を充実させ、教育効果を高めるとともに、教員組織の不均衡を是正し、教育水準の向上を図るため、採用後３校目以降の学校に勤務する者は、その能力・適正を考慮し、原則として、同校在職１０年以内に異動を行う。学校の特色に応じた人材については、その異動に配慮する。

なお、上記在職年数を超える教員等については、できるだけ早期の異動実現に努める。

ウ 過員解消人事

配当定員又は教科別担当者数に過員を生ずる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

エ その他

同一校在職３年未満の者は、異動の対象としない。ただし、過員解消人事及び校内結婚などの特別な事情がある場合は、この限りでない。

令和8年度当初川口市立高等学校教職員人事異動取扱要領

「令和8年度当初教職員人事異動方針」及び「令和8年度当初川口市立高等学校人事異動要綱」に定めるものの他、人事異動の具体的な取扱いは、この要領の定めるところによる。

第1 採用について

教職員の採用に当たっては、次のとおり行うものとし、優れた資質を有する人材の確保に努める。

- (1) 教員については、教員採用候補者名簿登載者の中から、埼玉県教育委員会と連携し、採用する。

第2 転任について（教員）

- (1) 経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るため、経験人事を強力に行う。
そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させ、参考とする。
- (2) 学校の教員組織を充実させ、教育水準の向上を図るため、計画人事を強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させ、参考とする。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、実習助手、実習教諭に、これを準用する。

なお、採用以来同一校に6年以上在職する者、採用後2校目の学校に8年以上在職する者、採用後3校目以降の学校に11年以上在職する者については、できるだけ早期の異動実現に努める。

- (4) 幼・小・中・高の一貫した教育ならびに、高等学校教育の一層の充実を図るために、市立中学校ならびに他市立高等学校との人事交流に努める。
- (5) さいたま市立高等学校ならびに川越市立高等学校への人事交流は、原則4年間を期限とし、交流期間中は、川口市立高等学校の在籍とする。

第3 退職について

- (1) 定年による退職については、川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年川口市条例第7号）の定めるところによる。ただし、定時制の課程の県費負担教職員の退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。

(2) 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。令和7年度、退職の勧奨は行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和7年12月8日とする。

第4 希望降任について（主幹教諭含む）

希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」及び「希望降任制度実施要綱」に基づいて行う。

議案第 96 号

令和 8 年度使用高等学校教科用図書の採択について

令和 8 年度使用高等学校教科用図書を採択することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号及び川口市立高等学校通則（昭和 47 年教育委員会規則第 6 号）第 9 条の規定により議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第 97 号

川口市学校給食運営審議会委員を委嘱することについて

川口市学校給食運営審議会委員に次の者を委嘱するため、川口市学校給食運営審議会条例（昭和 53 年条例第 57 号）第 4 条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

役職	氏 名	条例第 4 条該当名	新・再
川口市保健部食品衛生課長	徳永 志帆子	知識経験者	新
川口市 P T A 連合会会長代理 里小学校 P T A 会長	秀 久美	小、中学校 P T A 関係者	新
川口市 P T A 連合会副会長 戸塚小学校 P T A 副会長	米山 崇史	小、中学校 P T A 関係者	新
川口市 P T A 連合会副会長 南中学校 P T A 副会長	笠井 裕江	小、中学校 P T A 関係者	新

2 任期

令和 7 年 9 月 25 日から令和 8 年 9 月 19 日まで

令和 7 年 9 月 11 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

その他（１）

令和８年川口市はたちの集いについて（開催概要）

- １ 開催日 令和８年１月１２日（月・祝）
- ２ 場 所 川口オートレース場
- ３ 時 間 １１時３０分から式典開始
- ４ 対象者 ５,６９７人（男２,９６３人 女２,７３４人）※令和７年３月末時点
平成１７年４月２日から平成１８年４月１日までに出生した市内在住の方
- ５ 内 容 式典
国歌・市民歌斉唱
会長（市長）あいさつ
来賓祝辞
来賓紹介
はたちの誓い

６．前回参加者数

	男	女	計
対象者数	３, １０５人	２, ７５９人	５, ８６４人
参加者数	１, ８８３人	１, ６９４人	３, ５７７人
参加率	６０．６％	６１．４％	６１．０％

議案第 9 4 号

令和 8 年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

令和8年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和8年度当初人事異動を推進するに当たり、川口市立小・中学校教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和7年9月11日

川口市教育委員会

令和8年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針

1 基本方針

埼玉県教育委員会の示す人事異動の方針及び細部事項の実現を期し、本市の実情に基づき、適正な異動を推進する。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭、及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

1 新規採用教職員・転任・転補について

- (1) 新規採用教職員の配置については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して行う。
- (2) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (3) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (4) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (5) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (6) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (7) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

川口市立芝西中学校陽春分校（夜間中学）、川口市立高等学校附属中学校、学びの多様化学校については、学校規模や教育課程等を踏まえ、適材を配置し、教育の充実を図る。
- (10) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育

事務所間の異動を行う。

(15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

(16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

(17) 市として一貫した教育の推進を図るために、小・中学校と市立幼稚園、市立高等学校との人事交流に努める。

(18) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

(19) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

(20) 本市の特別支援学級が増加していることに鑑み、特別支援学級の担当について、校内人事を含め、積極的に配置するよう配慮する。

(21) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

(22) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

2 人事交流関係について

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会と協議して行う。

3 その他

(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

(2) 退職

ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。

イ 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

令和7年度、退職の勧奨は行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和7年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

市内異動に関する川口市立小・中学校地区について

1 基本方針

- (1) 埼玉県教育委員会の「令和8年度当初教職員人事異動方針」「令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」及び川口市教育委員会の「令和8年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針」「令和8年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」に基づき、異動を行う。
- (2) 市内転補を異動の意向とする教職員は、所属校の存する地区以外の複数地区を「令和8年度当初人事に関する調書」の「異動にあたっての特記事項」欄に記入することができるものとする。

2 具体的な方策

(1) 小学校

- ① 市内を7地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を3つ以上記入する。

(2) 中学校

- ① 市内を5地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を2つ以上記入する。
- ③ 各学校の教科の所要状況を前提とする。

(3) その他

- ① 転補者を対象とする。
- ② 原則として、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員も地区制の対象とする。
- ③ 養護教諭、事務職員で小学校、中学校の両方に異動の意向がある場合は、小学校・中学校の地区を併せて記入することができる。
- ④ 特別支援学級及び通級指導教室に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、特別支援学級または通級指導教室への異動の意向のある旨を調書に記入する。
- ⑤ 川口市立芝西中学校陽春分校、川口市立高等学校附属中学校、令和8年度開校予定の「学びの多様化学校」に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、各学校への異動の意向のある旨を調書に記入する。

3 地区制による人事異動実施上の留意点

- (1) 調書中の市町村名は、必ず記入する。
- (2) 地区名の記入がない場合は、一任とみなす。また、学校名の記入については一切配慮しないこととする。
- (3) 転補者に対する意向の打診は、原則として行わない。

令和8年度 市内異動に関する川口市立小・中学校地区

[小学校]

地区	学 校 名				
A	上青木小★ 前川東小★○	青木北小★○ 上青木南小	並木小★ 芝中央小★（新）	前川小★	青木中央小
B	芝小★ 根岸小★	芝西小 在家小	芝南小★●	柳崎小★	芝樋ノ爪小★○
C	本町小 飯仲小★	幸町小★● 原町小★●	仲町小 芝富士小★	飯塚小	舟戸小
D	元郷小★ 朝日西小★	領家小★ 東領家小	十二月田小	元郷南小★○	朝日東小★
E	新郷小★ 東本郷小★●	安行小★ 安行東小★	新郷南小★	新郷東小★	慈林小★
F	神根小★● 戸塚北小★○	戸塚小★● 木曽呂小★	神根東小★ 戸塚綾瀬小★	差間小★ 戸塚南小	戸塚東小★
G	鳩ヶ谷小●	中居小★	辻小★	里小★桜町小★○	南鳩ヶ谷小★

[中学校]

地区	学 校 名				
A	芝中★	芝東中	芝西中	岸川中★○	小谷場中○ 在家中★
B	北中	安行中★	神根中	戸塚中★	安行東中★ 戸塚西中★○
C	東中★	南中	元郷中★○	十二月田中	榛松中★ 領家中★
D	西中	青木中★	上青木中★	幸並中★	仲町中★○
E	鳩ヶ谷中★○	八幡木中★	里中★		

★特別支援学級設置校 ●難聴・言語障害通級指導教室設置校

○発達障害・情緒障害通級指導教室設置校

※★（新）は特別支援学級新設予定校

記入例 <年度当初人事に関する調書>

※市内異動に関して、地区を記入する場合

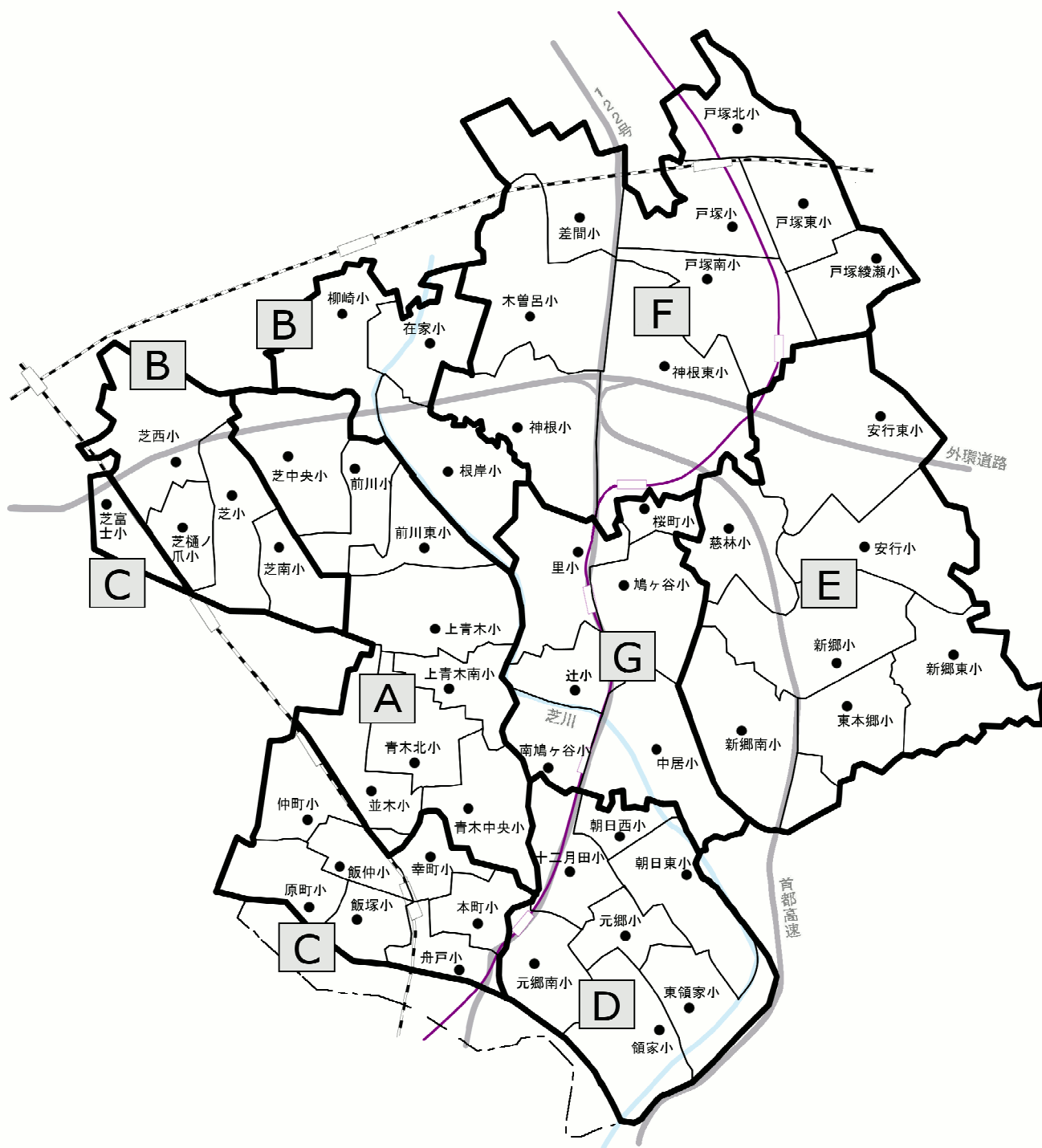
異動にあたっての特記事項	
	小B 小D 小F <u>原則として、所属校を含む地区以外を3つ以上記入する。（小学校）</u>

※学びの多様化学校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に
「学びの多様化学校」への異動を希望します
と記入してください。

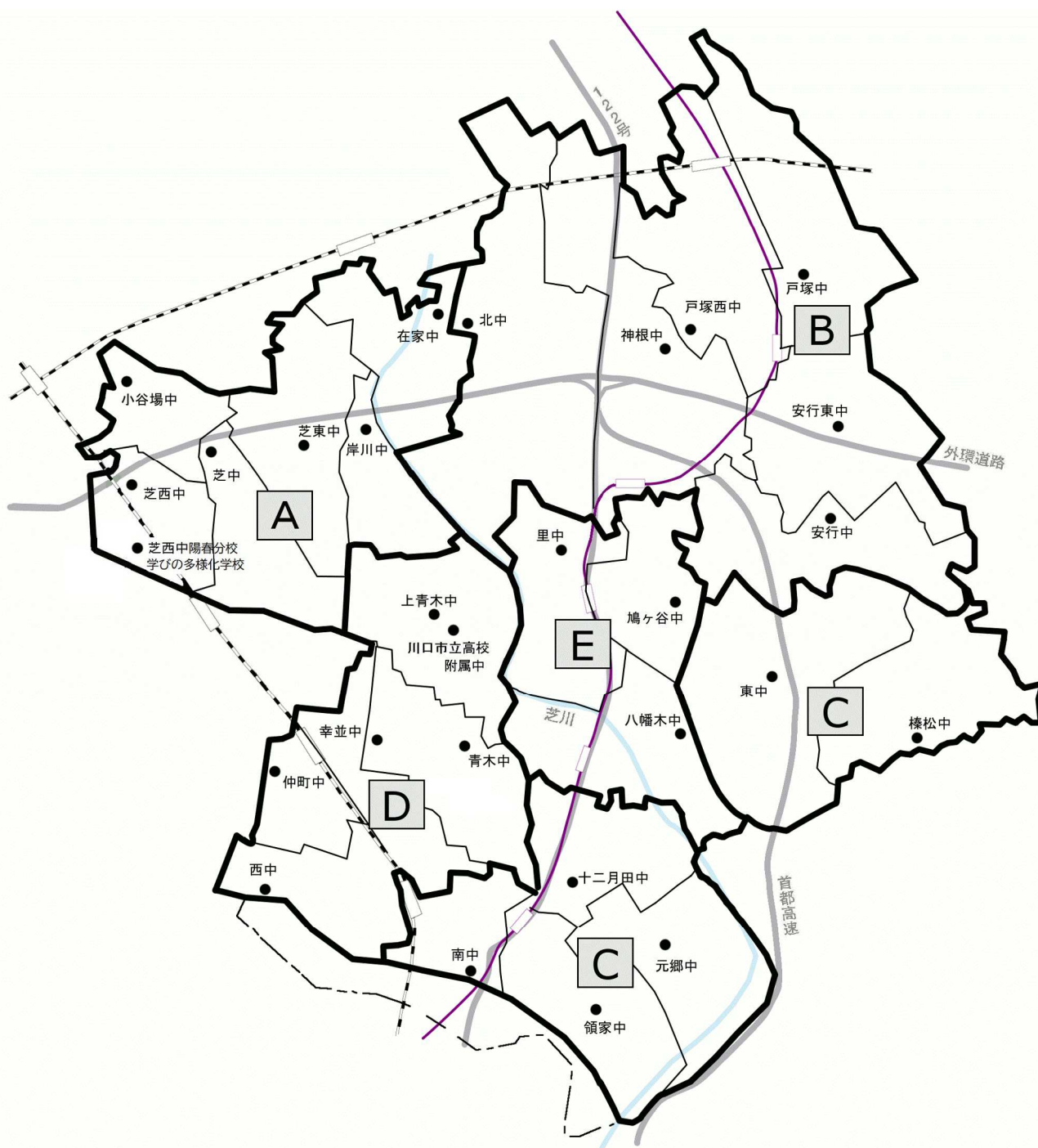
異動にあたっての特記事項	学びの多様化学校への異動を希望します
	中B 中C <u>原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。（中学校）</u>

※「川口市立芝西中学校陽春分校」「川口市立高等学校附属中学校」への異動を希望する場合も「学びの多様化学校」と同様に記入する。

市内異動に関する小学校地区



市内異動に関する中学校地区



埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2				
38	44	1	2	1	1		
39	45	1	2				
40	47	1	2	2	3		
41	48	1	2				
42	49	1	2	3	4		
43	50	1	2				
44	51	1	2	4	6		
45	52	1	2				
46	53	1	2	5	7		
47	54	1	2				
48	55	1	2	6	9		
49	56	1	2				
50	57	1	2	7	10		
				8	12		
				9	13		
				10	15		

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。



教 県 第 5 3 8 号
令和 7 年 8 月 2 0 日

各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和 8 年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、関係各機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



担当 県立学校人事課教員人事担当
電話 0 4 8 （ 8 3 0 ） 6 7 3 8

令和８年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和８年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和７年８月２０日

埼玉県教育委員会

令和8年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢^{てき}し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。



教小第269号
令和6年8月23日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

令和7年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和7年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

令和 7 年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和 7 年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和 7 年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職 3 年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後 6 年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
 - ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
 - イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
- (2) 退職
 - ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。
 - イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和6年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。